



三重県公報

令和5年4月25日 (火)

第 407 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則6-5 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	3
	三重県人事委員会規則7-7 (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	3
人事委・教育委規則			
5	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	4
6	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(同)	5
告 示			
283	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市 町 行 財 政 課)	6
284	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長 寿 介 護 課)	7
285	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	8
286	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	8
287	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	9
288	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	9
289	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	9
290	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	9
291	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	10
292	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	10
293	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
294	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	11
295	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	11
296	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	12
297	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	12
298	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	13
299	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料の収納事務の委託	(斎 宮 歴 史 博 物 館)	13
訓 令			
8	官報報告事務取扱規程を廃止する訓令	(法 務 ・ 文 書 課)	14

公 告

土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農 地 調 整 課)	14
同件	(同)	14
同件	(同)	15
同件	(同)	16
土地改良区の定款変更の認可	(同)	16

人事委規則

三重県人事委員会は、三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則六十五（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 27 regarding recruitment examination types, specifically adding 'Social person recruitment examination' and 'Social person recruitment examination for municipal elementary and middle schools' to the list of types.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十七（職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). It details changes to Article 2 and Article 14 regarding terminology and recruitment examination standards, specifically adding 'Social person recruitment examination' to the list of examination types and adjusting the criteria for 'University graduate' and 'Short-term university graduate' categories.

掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一未滿の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十五条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 第六条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「警察官採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二〜四 (略)

2・3 (略)

表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十一条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十二条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(一未滿の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十五条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 第六条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「警察官採用試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二〜四 (略)

2・3 (略)

別表第一イの表及び別表第六イの表の規定中

「

C試験 社会人採用試験

」を

「

C試験

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 規 則 教 育 委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)

の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第七条の二 (略)	第七条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 他の職員との均衡上、前二項の規定により難い場合にあっては、県委員会が人事委員会と協議して別段の取扱いをすることができる。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十五日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年 三重県人事委員会規則 第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。
一 〇十一 (略)	一 〇十一 (略)
(学歴免許等の資格による号給の調整)	(学歴免許等の資格による号給の調整)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。	2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二～四 (略)

2・3 (略)

す。

(経験年数を有する者の号給)

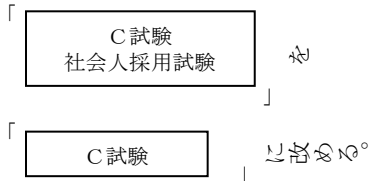
第十四条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者(職務の級を第十条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十一条第一項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において、「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第四号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて県委員会が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して県委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十八月)で除した数(二未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に四(新たに職員となつた者が第三十四条に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給にすることができる。

一 第五条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「A試験」にあつては「大学卒」の区分、「B試験」にあつては「短大卒」の区分、「C試験」又は「社会人採用試験」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

二～四 (略)

2・3 (略)

別表第二の表及び別表第六の表の規定中



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 283 号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項の規定(同令第118条においてその例によることとされている場合を含む。)により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 5 月 8 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 5 年 5 月 14 日（日）～同月 16 日（火） （任意の 1 日 8:00～18:00 の間）	令和 5 年 5 月 21 日（日）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 284 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2473200141	愛の里デイサービスセンター	三重県伊賀市愛田 513 番地	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	令和 5 年 3 月 31 日	通所介護

2462790110	訪問看護リハビリステーションさんふらわあず	三重県多気郡明和町大字明星字大塚 591-2	合同会社With Sunny	令和5年3月31日	訪問看護
2470701943	百花苑ホームヘルプサービス	三重県松阪市井村町 277番地1	社会福祉法人すみれ会	令和5年3月31日	訪問介護
2470500808	ニチイケアセンター津中央	三重県津市丸之内 8-3 丸の内パークビル 1F	株式会社ニチイ学館	令和5年3月31日	福祉用具貸与
2470500808	ニチイケアセンター津中央	三重県津市丸之内 8-3 丸の内パークビル 1F	株式会社ニチイ学館	令和5年3月31日	特定福祉用具販売
2470505096	シルヴァオリヴ津ヘルパーステーション	三重県津市雲出本郷町 1523-4	株式会社幸三建設	令和5年3月31日	訪問介護
2472500236	笑美の里デイサービスセンター	三重県津市美杉町八知 729 番地の 1	社会福祉法人明光会	令和5年3月31日	通所介護
2472700117	指定通所介護事業所やまびこ荘	三重県多気郡大台町江馬 260 番地	宮川福祉施設組合	令和5年3月31日	通所介護
2472700133	J A 多気郡シルバークセンターすまいる	三重県多気郡明和町大字坂本 1167 番地 1	多気郡農業協同組合	令和5年3月31日	訪問介護
2470702636	ライフサポート輝	三重県松阪市嬉野須賀町 1332-9	有限会社輝	令和5年3月31日	福祉用具貸与
2470702636	ライフサポート輝	三重県松阪市嬉野須賀町 1332-9	有限会社輝	令和5年3月31日	特定福祉用具販売
2471200770	訪問介護ステーション伊賀シルバークケア豊壽園	三重県伊賀市久米町大字木 872 番地 1	社会福祉法人洗心福祉会	令和5年3月31日	訪問介護
2463190039	訪問看護リハビリステーション夢の未来	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木 940 番地の 1	株式会社夢の未来	令和5年3月31日	訪問看護

三重県告示第 285 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2462790110	訪問看護リハビリステーションさんふらわあず	三重県多気郡明和町大字明星字大塚 591-2	合同会社With Sunny	令和5年3月31日	介護予防訪問看護
2470500808	ニチイケアセンター津中央	三重県津市丸之内 8-3 丸の内パークビル 1F	株式会社ニチイ学館	令和5年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2470500808	ニチイケアセンター津中央	三重県津市丸之内 8-3 丸の内パークビル 1F	株式会社ニチイ学館	令和5年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2470702636	ライフサポート輝	三重県松阪市嬉野須賀町 1332-9	有限会社輝	令和5年3月31日	介護予防福祉用具貸与
2470702636	ライフサポート輝	三重県松阪市嬉野須賀町 1332-9	有限会社輝	令和5年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
2463190039	訪問看護リハビリステーション夢の未来	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木 940 番地の 1	株式会社夢の未来	令和5年3月31日	介護予防訪問看護

三重県告示第 286 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種類別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
----------	---------	-----	-------

病院・診療所	四日市駅前こころのクリニック	四日市市安島一丁目2-19 ウエストエ ンドビル4階	令和5年4月1日
薬局	しょうなん調剤薬局 大園店	津市大園町59番25号	令和5年4月1日
訪問看護	訪問看護ステーションひまわり	津市河芸町一色2592-2	令和5年4月1日
訪問看護	海野訪問看護ステーション	伊勢市常磐2丁目3-14	令和5年4月1日

三重県告示第287号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ゆあさ皮フ科	桑名市陽だまりの丘7丁目1604番地	令和5年3月1日
医療法人全心会 伊勢ひかり病院	伊勢市御菌町高向810番地1	令和5年3月1日
さちデンタルクリニック	四日市市室山町613-8 エクセレント室山B棟102	令和5年4月1日
シモザト薬局 桑名店	桑名市星見ヶ丘3-901	令和5年3月1日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町506	令和5年3月1日
フレアス訪問看護ステーション四日市	四日市市赤堀南町2-25	令和5年3月1日
マチナス訪問看護ステーション	多気郡多気町相可1561番地1	令和5年4月1日

三重県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
うえだ歯科クリニック	伊勢市竹ヶ鼻町201 アイ タウン寛101号	所在地：伊勢市竹ヶ鼻町201 ア イタウン寛101号	令和5年3月28日

三重県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ゆあさ皮フ科	桑名市星見ヶ丘3丁目802-1	令和5年2月28日
森眼科	伊勢市一之木一丁目14番19号	令和5年3月1日
医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐町2丁目7番28号	令和5年2月28日
シモザト薬局 桑名店	桑名市星見ヶ丘3丁目802-1	令和5年2月28日
ジップドラッグ小俣薬局	伊勢市小俣町元町496	令和5年2月28日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町1-3-11	令和5年2月27日
おだいじに薬局	伊賀市下柘植字寺之後999-5	令和5年2月25日
医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町2-25	令和5年2月28日

三重県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北村 雅仁	北村整骨院	三重県松阪市塚本町 198-5	令和5年4月1日
伊藤 秀樹	伊藤接骨院	三重県津市八町一丁目 12-25	令和5年3月1日
吉田 希	株式会社フレアス	三重県津市神戸 203-9 カワイ第3ビル2F	令和5年3月20日
糸川 豊子	糸川鍼灸院	三重県熊野市飛鳥町大又 184	令和5年3月1日
加藤 雄亮	桑名整骨院・桑名鍼灸院	三重県桑名市星川 785 サンシティ 2階	令和5年4月10日

三重県告示第 291 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ゆあさ皮フ科	桑名市陽だまりの丘7丁目 1604番地	令和5年3月1日
医療法人全心会 伊勢ひかり病院	伊勢市御菌町高向 810番地 1	令和5年3月1日
さちデンタルクリニック	四日市市室山町 613-8 エクセレント室山B棟 102	令和5年4月1日
シモザト薬局 桑名店	桑名市星見ヶ丘 3-901	令和5年3月1日
ココカラファイン薬局小俣店	伊勢市小俣町元町 506	令和5年3月1日
フレアス訪問看護ステーション四日市	四日市市赤堀南町 2-25	令和5年3月1日
マチナス訪問看護ステーション	多気郡多気町相可 1561番地 1	令和5年4月1日

三重県告示第 292 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和5年4月25日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
うえだ歯科クリニック	伊勢市竹ヶ鼻町 201 アイタウン寛 101号	所在地：伊勢市竹ヶ鼻町 201 アイタウン寛 101号	令和5年3月28日

三重県告示第 293 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年4月25日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ゆあさ皮フ科	桑名市星見ヶ丘 3丁目 802-1	令和5年2月28日
森眼科	伊勢市一之木一丁目 14番 19号	令和5年3月1日
医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐町 2丁目 7番 28号	令和5年2月28日
シモザト薬局 桑名店	桑名市星見ヶ丘 3丁目 802-1	令和5年2月28日
ジップドラッグ小俣薬局	伊勢市小俣町元町 496	令和5年2月28日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	令和5年2月27日
おだいに薬局	伊賀市下柘植字寺之後 999-5	令和5年2月25日

医心館 訪問看護ステーション 四日市	四日市市赤堀南町 2-25	令和5年2月28日
--------------------	---------------	-----------

三重県告示第 294 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北村 雅仁	北村整骨院	三重県松阪市塚本町 198-5	令和5年4月1日
伊藤 秀樹	伊藤接骨院	三重県津市八町一丁目 12-25	令和5年3月1日
吉田 希	株式会社フレアス	三重県津市神戸 203-9 カワイ第3ビル 2F	令和5年3月20日
糸川 豊子	糸川鍼灸院	三重県熊野市飛鳥町大又 184	令和5年3月1日
加藤 雄亮	桑名整骨院・桑名鍼灸院	三重県桑名市星川 785 サンシティ 2階	令和5年4月10日

三重県告示第 295 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和5年4月25日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450100397	特定非営利活動法人さくらプラス	三重県名張市つじが丘北6番町1番地	さくらプラス桑名星川	桑名市星川 878番1	児童発達支援、放課後等デイサービス（重心）	令和5年4月1日
2450200759	株式会社 i k i k a t a	三重県四日市市笹川四丁目7番2号SASA1階	児童発達支援 i k i k a t a	四日市市赤堀 2丁目2番34号	保育所等訪問支援	令和5年4月1日
2452200161	合同会社グローイングアップ	三重県三重郡菰野町菰野 2065番地8	t o m o n i	三重郡菰野町音羽 895番5	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450300740	合同会社アビリティラス	三重県鈴鹿市若松中二丁目8番31号	すたーしっぷ	鈴鹿市若松中 2丁目8-31	放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450500265	久居聖書教会	三重県津市戸木町字北興 7837-3	ハレルヤハウス	津市戸木町 7863-1	児童発達支援	令和5年4月1日
2450500802	株式会社オーシャングローバルネットワーク	愛知県名古屋市中区南川町 297番地	ドリームズ・21st 久居射場校	津市久居射場町 63番地2	児童発達支援	令和5年4月1日
2450500992	株式会社 Anniversary	三重県津市一身田町 586-2	Anniversary	津市一身田町 586-2	児童発達支援、放課後等デイサービス（重心）	令和5年4月1日
2450501008	特定非営利活動法人coco pace	三重県津市雲出島貫町 1043番地	放課後等デイサービス amie	津市雲出島貫町 1043番地	放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450501016	株式会社音の羽	三重県津市久居野村町 760番地2	Andante	津市久居野村町 760番地2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450501024	特定非営利活動法人バンビーニこども村保育園	三重県津市安濃町太田 1841番地の3	バンビーニブルー	津市安濃町太田 2058	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450501032	特定非営利活動法人ルピナス品川	三重県津市雲出本郷町 1621-7	放課後等デイサービスはびねすII	津市藤方 1966番地1	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日

2450700535	合同会社ほっこりんはうす	三重県松阪市嬉野一志町 64 番地 100	もぐすたぶらす	松阪市嬉野一志町 64-79	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2450800400	特定非営利活動法人こども未来創造学園	三重県伊勢市小俣町元町 545 番地	児童発達支援・放課後等デイサービス わくわく第2	伊勢市小俣町元町 545 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日
2452800101	特定非営利活動法人いろ葉	三重県度会郡玉城町勝田 1357 - 1	こどもライフサポートいろ葉	度会郡玉城町勝田 1357 - 1	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	令和5年4月1日
2452800127	株式会社MountainGo	三重県伊勢市勢田町 941 番地 105	たんかるむ ぶち、たんかるむ	度会郡玉城町久保 407-1 新畑マンション 1B	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和5年4月1日

三重県告示第 296 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410202275	株式会社イノベーションケア	三重県三重郡川越町大字高松 184 番地 1	居宅介護 t e t o t e	四日市市富田 1-26-26	居宅介護	令和5年4月1日
2410702142	合同会社Clover	三重県松阪市久保町 746 番地 16	ケアサポートみつば	松阪市久保町 746 番地 16	居宅介護、重度訪問介護	令和5年4月1日
2412830412	株式会社こうへい	三重県度会郡玉城町日向 125 番地 1	こうへい	度会郡玉城町日向 125 番地 1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	令和5年4月1日
2410702134	株式会社ディアマン松阪	三重県松阪市高木町 350 番地	行動援護びいーす	松阪市東町 59-6 スーパーセンタートライアル松阪店内	行動援護	令和5年4月1日
2410202283	株式会社イノベーションケア	三重県三重郡川越町大字高松 184 番地 1	生活介護 t e t o t e	四日市市富田 1-26-26	生活介護	令和5年4月1日
2410202291	社会福祉法人清和会	三重県四日市市西坂部町 1157 番地	清和ライフみたち	四日市市西坂部町 5316-1	生活介護	令和5年4月1日
2410801126	特定非営利活動法人mina	三重県伊勢市二見町溝口 297 番地 2	多機能型事業所ふたみ農園	伊勢市二見町溝口 297 番地 2	生活介護、就労継続支援 B 型	令和5年4月1日
2410503268	合同会社びーす	三重県津市久居相川町 2371-2	かなで	津市久居明神町 1690 番 8	短期入所	令和5年4月1日
2410503276	社会福祉法人安濃津福祉会	三重県津市一身田大古曾 1453 番地 3	あゆみ野短期入所	津市一身田大古曾 1453 番地 3	短期入所	令和5年4月1日
2410400168	特定非営利活動法人なごみ	三重県亀山市能褒野町 3 番地 13	ふぁーむ なごみ	鈴鹿市深溝町 1666 番地	就労継続支援 B 型	令和5年4月1日
2420800639	社会福祉法人まほろばの里	三重県伊勢市楠部町字墓ノ谷 150 番地 15	グループホームひばの木	伊勢市円座町 1172-1	共同生活援助	令和5年4月1日
2420502938	合同会社びーす	三重県津市久居相川町 2371-2	かなで	津市久居明神町 1690 番 8	共同生活援助	令和5年4月1日

三重県告示第 297 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410100024	株式会社イワタ	三重県桑名市大中央町30番地	介護センターイワタ	桑名市大中央町30番地	居宅介護	令和5年2月28日
2410201525	株式会社アンビス	東京都中央区八重洲二丁目7番2号	医心館訪問介護ステーションアンビス 四日市	四日市市赤堀南町2-25	居宅介護	令和5年2月28日
2410500579	特定非営利活動法人おもいやり介護の会つくしんぼ	三重県津市一色町240番地	障がい福祉サービス居宅介護事業所つくしんぼ	津市一色町240番地	居宅介護、重度訪問介護	令和4年11月1日
2410502427	株式会社大吉くん	三重県津市久居西鷹跡町337番地9	ヘルパーステーション大吉くん	津市久居西鷹跡町337番地9	居宅介護、重度訪問介護	令和5年1月10日
2411300334	有限会社ネオ・アシスト	三重県名張市美旗中村771番地1	有限会社ネオ・アシスト	名張市美旗中村771番地1	居宅介護、重度訪問介護	令和4年12月15日
2412720191	社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会	三重県松阪市朝日町1区15-6	済生会明和病院なでしこ障害福祉サービス事業所	多気郡明和町上野435	療養介護（経過措置）	令和5年4月1日
2410200253	清和ワークキャンプス	三重県四日市市西坂部町1157番地	社会福祉法人清和会	四日市市西坂部町1157番地	生活介護	令和5年3月31日
2410701722	合同会社エトワール	三重県津市白塚町1080番地212	エトワールハウス松阪	松阪市久米町1816-3	短期入所	令和4年11月30日
2411300243	社会福祉法人名張育成会	三重県名張市美旗中村2326番地	レインボークラブ	名張市美旗中村2326番地	自立訓練（生活訓練）	令和5年3月31日
2410400168	特定非営利活動法人なごみ	三重県亀山市能褒野町3番地13	ファームなごみ	鈴鹿市深溝町1666番地	就労移行支援	令和5年3月31日
2411200484	株式会社やさいの戸島屋	三重県伊賀市大野木2082番地	としまやおおのき	伊賀市大野木1713-1	就労継続支援A型	令和5年3月31日
2410701565	社会福祉法人ベテスタ	三重県松阪市稲木町1008番地	まある	松阪市稲木町字伊勢ヶ前1936-1	就労継続支援B型	令和5年3月31日
2432720262	社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会	三重県松阪市朝日町1区15-6	明和ねむの木一般相談支援事業所	多気郡明和町大字上野435番地	地域移行支援 地域定着支援	令和5年4月1日

三重県告示第 298 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 解除予定保安林の所在場所
鳥羽市相差町字大坂 2120 番 302
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

三重県告示第 299 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県齋宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 委託先

東京都品川区東品川 2 丁目 3 番 11 号
 株式会社 J T B
 東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号
 株式会社日本旅行
 東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号
 K N T - C T ホールディングス株式会社
 愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目 14 番 19 号
 名鉄観光サービス株式会社
 三重県津市中央 1 番 1 号
 三重交通株式会社
 東京都大田区平和島 6 丁目 1 番 1 号
 株式会社農協観光

2 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

訓 令

三重県訓令第 8 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

官報報告事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和 5 年 4 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

官報報告事務取扱規程を廃止する訓令

官報報告事務取扱規程（昭和 31 年三重県庁訓第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）

退任理事

鈴鹿市須賀一丁目 3 番 22 号

松 林 哲 次

就任理事

鈴鹿市須賀一丁目 3 番 19 号

岡 田 昇

就任監事

鈴鹿市南江島町 16 番 10 号

山 路 真 次

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044 番地 10）

退任理事

伊勢市磯町 941 番地

- 〃 西豊浜町 747 番地 2
- 〃 〃 1578 番地
- 〃 〃 4759 番地 7
- 〃 〃 1604 番地
- 〃 〃 3044 番地 6
- 〃 〃 3689 番地 1
- 〃 磯町 322 番地
- 〃 〃 1084 番地 1
- 〃 植山町 37 番地
- 〃 有滝町 2939 番地
- 〃 東豊浜町 1004 番地
- 〃 東豊浜 1119 番地
- 〃 〃 1620 番地
- 〃 東豊浜町 1653 番地
- 〃 檜原町 167 番地

- 奥 山 伊 助
- 藤 原 誠
- 奥 野 和 正
- 中 西 正 義
- 廣 垣 逸 夫
- 野 呂 保 範
- 野 呂 清 隆
- 矢 形 雄 紀
- 楠 正 友
- 大 倉 博 文
- 楠 木 晴 久
- 山 中 甚 一 郎
- 角 屋 一 樹
- 古 野 義 久
- 中 村 政 行
- 右 京 善 三

退任監事

伊勢市西豊浜町 1594 番地 2

- 〃 東豊浜町 4447 番地

- 日 置 種 松
- 中 村 猛

就任理事

伊勢市西豊浜町 1519 番地

- 〃 〃 1578 番地
- 〃 〃 4759 番地 7
- 〃 〃 1604 番地
- 〃 〃 3044 番地 6
- 〃 〃 3670 番地 1
- 〃 磯町 545 番地 1
- 〃 〃 322 番地
- 〃 植山町 37 番地
- 〃 有滝町 2939 番地
- 〃 東豊浜町 1041 番地
- 〃 〃 3818 番地
- 〃 〃 1558 番地
- 〃 〃 1525 番地 1
- 〃 檜原町 167 番地

- 奥 野 里 路
- 奥 野 和 正
- 中 西 正 義
- 廣 垣 逸 夫
- 野 呂 保 範
- 野 呂 典 久
- 矢 形 弥
- 矢 形 雄 紀
- 大 倉 博 文
- 楠 木 晴 久
- 前 田 和 宏
- 角 屋 元 久
- 早 川 一 司
- 古 野 源 司
- 右 京 善 三

就任監事

伊勢市西豊浜町 1591 番地

- 〃 〃 1899 番地

- 中 西 重 喜
- 楠 木 美由紀

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

宮川左岸第二土地改良区（伊勢市上地町 1810 番）

退任監事

伊勢市小俣町湯田 552 番地

- 辻 経 生

就任監事

度会郡玉城町勝田 4890 番地

- 小 林 一 雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

五十鈴川用水土地改良区（伊勢市鹿海町 991 番地）

退任理事

伊勢市鹿海町 319 番地

上 野 尚

就任理事

伊勢市鹿海町 1210 番地

上 野 安 二

〃 〃 316 番地

亀 田 元 彦

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、鈴鹿川沿岸土地改良区（鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号）の定款の変更を認可しました。

令和 5 年 4 月 25 日

三重県知事 一 見 勝 之

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
